

## 公契約条例に関するお知らせ ～労働条件報告書等の提出について～

**この協定は、日進市公契約条例（令和3年日進市条例第16号）に規定する労働条件の確保について報告を求める公契約（特定公契約）に該当します。**

**受注者は、下記の手続きが必要となります。詳細については、日進市ホームページの「日進市公契約条例」を確認してください。**

### 1 労働条件報告書の提出

指定管理者は、労働条件報告書を作成し、基本協定締結後、速やかに指定管理に係る協定を締結する市の発注担当課に提出してもらいます。

### 2 労働者への周知

労働条件報告書を提出した指定管理者は、労働者に周知するためのチラシ等を作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者に書面で交付してもらいます。

※ 労働条件報告書及び労働者に周知するためのチラシの様式については、日進市ホームページからダウンロードできます。

### 3 特定公契約の適用範囲

日進市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により締結する協定のうち、次に掲げる施設にかかるもの

- (1) 市民会館、ふれあい工房
- (2) 生涯学習プラザ
- (3) スポーツセンター
- (4) 総合運動公園、市営テニスコート・グラウンド
- (5) 上納池スポーツ公園
- (6) 道の駅地域振興施設